昭和拾年

（月報番號第 12 號）

小作爭議調査表

No. 103

（昭和十年六月分）

項目	内容
場所	朝倉郡杷木村大字池田
關係人員	地主 池田友次郎外六名（共有） 小作人 池田ヤス
地主關係團体	ナシ
原因	小作人は小作料二石九斗七升の水田を小作し居るものなるか昨年の旱魃風虫害を理由に小作料四割減額要求を前記組合を通じ交渉したるも地主側は一割以上の減額要求には応じ難しとして拒絶したる為小作人側は一月二十四日小作調停の申請を為したるに因る。
要求事項	小作料四割減額要求
發生	昭和十年一月二十四日
終熄	昭和十年六月二十一日
關係地種類面積	田 二反四畝
小作人關係團体	日農九州同盟会久喜宮村支部
經過	四月廿六日第一回調停委員会全不調 五月十二日第二回を開催組合側は十八名を動員し応援せり 地主は遂に三割減迄容認したるも小作人は尚四割を主張し応ぜざる為地主は土地返還を要求するに至りたるも村長の斡旋に依り一応本件の解決の上改めて土地返還の申請を為すこととして約三割一歩の減額協定成立し下記條件にて解決せり。小作料減額問題は解決の上並に地主は当該田地を売却の上
結果	一、地主は小作人の昭和九年度小作料二石九斗七升を二石に減額し小作人は之を昭和十年五月廿日迄に地主方に持参納入のこと 二、小作人に於て前項に違反したるときは即時従来の小作料二石九斗七升を完納すること ○六月二十一日の解決條件 一、地主は当該田地に対する従来の小作料二石九斗七升を二石六斗に減額し昭和十年度より向う五ヶ年間引続き小作せしむること 二、小作人は昭和十五年六月十五日を以て今年作を従来の小作人石川初太郎に耕作せしめ昭和十一年五月小作田地を地主に引渡すこと
備考	

財團法人 協調會福岡出張所